

姫路バスケットボール協会加盟規約

【赤字箇所 今回変更箇所】

（目的）

第1条 この規約は姫路バスケットボール協会（以下 協会と称す）に加盟・登録する全てのチーム及び協会の傘下組織・団体が厳守しなければならない事項を定め、当協会の運営が円滑にかつ健全に行われることを目的とする。

（チーム加盟・登録）

第2条 当協会にチームとして加盟・登録しなければならない。

- ① 新たに協会に加盟するチームは、別に定めた「登録申請」の要件を満たした「登録申請書」を当協会に提出し、チーム加盟・登録料及び個人登録料を納付した上で登録を完了する。
- ② 前年度までに協会加盟登録したチームについては、別に定めた「登録申請」の要件を満たした「登録申請書」を指定された期日までに当協会に提出し、チーム登録料及び個人登録料を納付した上で登録を完了する。
- ③ 各選手の登録は、同一年度に複数のチームの構成員として登録することは出来ない。
- ④ 選手の追加登録は、大会参加申込締切期日までに追加登録届【大会参加申込書に添付】を当協会に提出し、個人登録料を納付した上で登録を完了する。
- ⑤ チーム登録料は、年間1万2千円とし、個人登録料は1人千5百円とする。
- ⑥ 登録の有効期限は1年間とし、2年毎に資格証の発行を更新する。
- ⑦ 前年度各大会において罰則金を課されたにもかかわらず、支払を怠ったチームはその全額の納入が完了するまで次年度の加盟・登録および大会参加申込を含めこれらを受理しない。

（個人登録）

第3条 当協会に加盟する者は、チームとは別に個人登録をしなければならない。

① 次のいずれかに該当する者は個人登録を必要とする。

a. チームに所属して、当協会の各主催・主管大会に参加する者。

（高校生可、但し、高体連所属のバスケットボール部員以外で保護者の承諾書を必要とする。）

※中学生以下は登録出来ない。

b. チームに所属し、ヘッドコーチ、アシスタントコーチ、マネージャー、帯同審判を務める者。

- ② 個人登録した者には、その証として個人登録証を交付する。
- ③ 個人登録証は当協会が主催・主管する各大会の出場資格を示す物とし、チーム及び個人競技者は、別に定める大会規約に従って出場手続きをしなければならない。
- ④ 大会開催中に当協会が必要と認め、個人登録証の提示を求めた場合はこれを提示しなければならない。なお記名者本人の顔写真が貼付されていない個人登録証は、その効力を有しない。
- ⑤ 個人登録した者は、当協会が行う次の各種事業で協会からの依頼を受けたときには、辞退するに相当な事由がない限りこれらに必ず協力するものとする。
 - a. 当協会が運営組織する理事会、各種委員会（任期は2年間、但し再任は妨げない。）

→**競技、式典、審判(TO)、強化、普及、広報、庶務、財務**の各常設委員会と**企画委員会**

- b. 当協会が主管する日本リーグ(Bリーグ・WJBL)及び国際大会等の事業運営のための委員会
 - c. 共催または後援等、当協会が他より依頼を受けて行う事業の委員会
- 上記b, cの任期はその事業の期間内とする。ただし企画委員会(Bリーグ及びWJBLの事業運営と企画全般)は上記の常設委員会と同格とし、当年初より理事会と連携して活動する。
- ⑥ チーム間での異動・移籍については、その年度内は決して認めない。

(チーム代表者の責任)

第4条 チーム代表者は、次の各項についてその責任を有するものとする。

- ① 総会及び臨時総会または代表者会議、各主催大会の組合せ抽選会等、当協会が招集する会議には必ず出席すること。但し、やむを得ずこれに欠席する時は、チーム内で代理の責任者が必ず出席すること。なお、登録期間中に無断欠席が2回あった場合は、次年度以降の加盟・登録を認めない。
- ② 当協会および各委員会からの連絡事項、各会議での決定事項についてチーム内に周知徹底をすること。
- ③ 大会開催中におけるチーム間のトラブルまたは当協会との間でどうしても調整あるいは調停を要する事態が生じた時には、その当事者と共に当協会の理事または担当責任者に申し出をし、共にその解決に努めること。
- ④ チームを統率し、ルールへの遵守に務めること。

(大会申込要項)

第5条 当協会が主催・主管し、開催する各大会に参加しようとするチームは、下記条項に従いその出場を希望する大会への申込をしなければならない。

- ① 当協会が開催する各大会（市民体育大会を含む）への参加は、協会の加盟・登録チームに限ってこれを認める。
- ② 未登録競技者及び二重登録競技者の大会参加は一切認めない。
- ③ 協会加盟・登録チームは、別に定めたる「大会参加申込」の要件を満たした「大会参加申込書」を参加申込締切期日までに当協会へ提出し、大会参加料を納入した上で申込を完了する。
大会参加料を納入したのみでは参加申込が完了したことにはならない。
- ④ 当協会主催・主管の大会『総合選手権、一般優勝、市民体育、秋季』の4大会における組合せ抽選会は、総会または代表者会議の当日、会議終了後チーム代表者によって行う。但し、抽選会のみへの出席は決して認めない。

⑤ 市民体育大会各部優勝・準優勝チームは、当年度で体育の日の『姫路市スポーツ祭』に当協会の代表として必ず参加すること。但し、1チーム6名以上で参加すること。

(大会運営)

第6条 大会運営は、次の各項に従って実施するものとする。

① 競技規則は、(財)日本バスケットボール協会が定める当年度版の公式競技規則による。但し、各ピリオドのインタヴァル及びハーフ・タイムは協会ローカル・ルールを採用する。

② 各大会の組合せ表、審判割当表に記載の時刻は、あくまでも試合開始予定時刻であり、前試合終了10分後に開始することを原則とする。前試合の状況によっては、早く開始する場合もあるので、会場には余裕を持って30分前には到着すること。

③ 大会開催中にベンチ入り出来る者は、次に定める者のみとする。

a. ゲーム・エントリー選手18名以内、コーチ1名、アシスタントコーチ1名、マネージャー2名、帯同審判1名。

b. 上記の者は個人登録証を必ず携帯し、これを怠った場合は決して大会に出場出来ない。

c. 当該試合中ベンチ・エリア内ではコーチ、アシスタントコーチ、マネージャー、帯同審判は、それぞれ個人登録証を協会指定のIDホルダーに入れて必ず掲示するものとする。

④ 各チームは協会指定のメンバー表用紙を使い、自チームのゲーム開始30分前までに個人登録証と共に大会本部に提出し、協会印の捺印を受けてゲーム・エントリーすること。

⑤ ゲーム中はコート上でプレイしているメンバー5人の個人登録証をオフィシャル席に置き、交代する時にそれを順次差し替えていくものとする。

⑥ 個人登録証を決して他人に貸与あるいは譲渡してはならない。

⑦ 大会において試合・競技中は、次に定める事項を厳守しなければならない。

a. ユニフォームは必ず濃・淡の2色を用意し、組合せ表の上記(番号の小さい)及び左側に記載されたチームが淡色とし、ベンチはオフィシャル席に向かって右側とする。なお、ユニフォームの上・下は共にチーム全員が同一デザインであることとする。

b. ゲーム中、選手はシャツの裾をパンツの中に入れておかなければならない。

ユニフォームのシャツの下に着るアンダーシャツは必ずユニフォームのシャツからはみ出さない物を着用すること。Tシャツの着用は、一切認めない。またアンダーガーマント(ユニフォーム・パンツからはみ出さない物)は、ユニフォームと同色の物以外は原則認めない。ロング・タイツについても、着用は認めない。

c. 当協会が主催・主管する大会及び関連行事において、その会場内ではT A T O O(刺青)・タトゥーシールを施した皮膚を露出させる行為を一切禁止する。特に試合・競技中においては、テーピングやサポータ等により完全に覆いをするように周知徹底すること。このためにどうしてもユニフォームからはみ出すアンダーシャツやタイツを着用しなければならない場合と身体上の理由により同様のアンダーシャツやタイツを着用すべき場合は、「登録申請書」と個人登録証の両方で該当選手氏名の前に●印を記入して、協会の競技委員会へ申告しなければならない。

⑧ 第1試合のオフィシャルは、開催各日で第2試合の両チームで行う。組合せ表の上記及び左側に記載のチームが前半、下記及び右側チームが後半をおこなうものとする。それ以後は前試合の敗者がゲーム中を

通して担当する。なお、第1試合の審判及びテーブル・オフィシャル担当チームは予定時刻に試合が開始出来るように責任を持ってこれらにあたる。

⑨ 大会中の審判は、原則として帯同審判制とする。チーム代表者は各帯同審判員に連絡を取り、試合を確実に消化させる。

(帯同審判員の遅刻によりゲームの進行に支障が生じた時は、制裁金5千円を課す。)

⑩ 審判の変更(当年度のチーム登録者であっても指定の講習会を受講していない者も含む)は原則として認めない。但し、やむを得ぬ事由により登録者以外の者に事前変更する場合は、必ず審判委員会に届け出て許可を受けるものとするが、制裁金5千円を課す。

⑪ 各会場の注意事項(土足厳禁、館内禁煙、弁当殻、飲食、ジュース空き缶持帰り等)を厳守する。

⑫ 協会としては主催・主管大会の全てにおいて傷害保険に加入契約をしているが、大会開催中のケガ等事故については、試合の現場では応急処置以外の責任を負えないので、各チームで処理する。

また上記傷害保険を利用・申請する場合は、必ず開催当日の会場責任者と本部役員に申告した上で協会所定の申請書に必要事項を記入し、競技委員会へ提出すること。

⑬ アマチュア・スポーツマンとして恥ずべき行為、また当協会規約を個人、チームが違反した場合は、協会理事会の決定によって、出場停止を命ずる。

⑭ 試合の棄権および審判、(テーブル・)オフィシャルの義務を怠ったチームには、以下の通り制裁を課す。

(1) いかなる場合の棄権でも、制裁金1万円を課す。但し、その場合も割り当てられた審判、オフィシャルの義務を遂行すること。

(2) 審判、オフィシャルの各義務を怠った場合には、いずれの場合も制裁金5千円ずつを課す。

(3) 棄権が1度でもあった場合は、次大会の参加は決して認めない。(秋季大会の場合は次年度の総合大会を省く)

(4) 棄権が2度あった場合は、次年度以降の加盟・登録を決して認めない。

⑮ 試合当日、第1試合の対戦両チームおよびオフィシャル担当チームは、開始時刻の45分前には集合し、時間通り試合が行えるように会場の設営等の準備を必ず行う。

⑯ 試合当日、最終試合の対戦両チームおよびオフィシャル担当チームは、試合終了後直ちに会場内外の整理整頓・清掃を行う。

⑰ 各大会の会場の設営・後片付け・運営は、参加選手、協会役員全員で行うことを原則とし、上記各項を厳守する。

(帯同審判員の責任)

第7条 各チームは、必ず3名以上の帯同審判員登録をしなければならない。登録された審判員は次の各項について責任を有する。但し、帯同審判員とは③項の各会議等の出席、講習会の受講をした者とする。帯同審判員の任期は2年とし、再任は妨げない。

① 当協会が主催する各大会において、協会審判委員会が割り当てたゲームの審判は必ず行うこと。

但し、登録された帯同審判員以外の者はゲームの審判をすることは出来ない。

② 各ゲームに割り当てられた(帯同)審判員は、第1試合の場合はゲーム開始20分前に、第2試合以降

は30分前に大会本部の審判主任に到着を報告し、帯同審判公認証を提出すること。

割当担当時は各自レフェリーシャツ、長ズボン（短パン不可）を着用のうえ笛も準備して、試合が支障なく開始できるように鋭意務めること。→審判についての制裁金は、第6条⑨、⑩項に記載。

③ 帯同審判は当協会が招集する次の会議・講習会等には必ず出席して、各自で技術の向上に努めること。

- a. 審判実技講習会
- b. ルール伝達・説明会
- c. その他審判委員会が実施する会議等

④ 担当するゲームでのトラブルが生じた時は、的確な判断を下してそのトラブルの解決に鋭意努めること。万一その解決が困難と判断した時は、速やかに審判主任または会場責任者に全て報告した上で、共に解決の努力をすること。

⑤ 上記各項について、その場で解決した場合でも、審判委員長その他に必ず報告すること。

（ スタッフの責任 ）

第8条 スタッフとなる者は、次の各項についての責任を有する。

① 第3条⑤項のa～cの各委員会が行う会議には、その任務に当たる者はその委員会活動の向上と発展に最大限努めること。

② 各委員会の長はそれぞれ相互に協力・連携し合い努力しあって、当協会の円滑な運営やその活動の向上や発展に努めること。

（ 罰 則 ）

第9条 この規約に万一違反した場合は、当協会理事会の決定により嚴重注意の他、その程度によっては、主催大会への出場停止または除名等の処分を行うことがある。

以 上